

令和 7 年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

胆沢平野地区茂井羅中堰用水路表面被覆試験
工事

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業胆沢平野地区茂井羅中堰用水路表面被覆補修試験工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施するものとする。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、用水路における表面被覆補修工の技術を確立するため、国営胆沢平野地区で造成された茂井羅中堰用水路において、表面被覆工（含侵工法併用無機系表面被覆吹付）の試験工事を行うものである。

2. 工事場所

岩手県奥州市胆沢若柳地内

3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

水路延長 $L = 156.40\text{ m}$

施工始点 測点No.4 + 20.0

施工終点 測点No.7 + 26.4

内訳 開渠 表面被覆工（無機系表面被覆） $L = 30.00\text{ m}$

開渠 表面被覆工（無機系表面被覆＋ケイ酸塩系含浸材塗布）
 $L = 69.00\text{ m}$

開渠 表面被覆工（無機系表面被覆＋シラン系含浸材塗布）
 $L = 57.40\text{ m}$

4. 工事数量

「別紙－1 工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等45日を見込んでいる。なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

2. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙-2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている108日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙2と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年1月7日（工事完了期限日）まで

第4章 現場条件

1. 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに地域住民との協調を図り工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 交通対策

公共道路の使用に当たっては、地域住民及び一般車両の通行等を優先するものとし、事故防止に努めなければならない。

(4) その他

周辺構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

2. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-36及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議する

ものとする。

第5章 指定仮設

1. 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

測点 No. 4 + 19.650～No. 4 + 29.300 : $Q=0$ 以上～7 未満 m^3/h

測点 No. 6 + 19.650～No. 6 + 29.300 : $Q=0$ 以上～7 未満 m^3/h

2. 除雪工

除雪は降雪深が10cm に達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保を予定している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、「別図－1」に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

(1) 工事用地等の使用に当たっては、「別紙－3 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

(2) 発注者が確保した工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また、工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。

(3) 地権者及び地域住民と折衝する場合は、予め監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

(1) 無機系表面被覆材（エフモルWA相当品）

要求性能項目	品質項目	照査方法		品質規格値
中性化抑止性	中性化速度	JIS A1153 (4週間)		中性化深さ 8mm 以下 中性化速度係数 18mm/√年以下
付着性	付着強度	JSCE-K561 (乾湿。温 冷繰返し回 数は 10 サ イクル)	標準条件	1.5N/mm ² 以上
			多湿条件	
			低温条件	
			水中条件	1.0N/mm ² 以上
			乾湿繰返し条 件	
			温冷繰返し条 件	
一体化性	圧縮強度	JSCE-K561 (28 日間養生)		21.0N/mm ² 以上
寸法安定性	長さ変化率	JIS A1129		0.05%以下
耐摩耗性	摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗 試験 (案) (材齢 28 日、10 時間経過 後)		平均摩耗深さの 比 1.5 以下
耐凍害性	相対弾性係 数	JIS A1148 (A 法 300 サイクル)		85%以上

(2) ケイ酸塩系含浸材 (クリスタルストーンNR相当品)

要求性能項目	品質項目	照査方法		品質規格値
緻密度	乾燥固形分 率	JSCE-K572-2018 6.2 乾燥固形分率試験		10%以上
中性化抑止性	中性化抑止 率	JSCE-K572-2018 8.8 中性化に対する抵抗性試 験		10%以上
耐凍害性	透水抑制率	JSCE-K572-2018 6.6 透水抑制率		20%以上
	吸水抑制率	JSCE-K572-2018 6.7 吸水率試験		10%以上

(3) シラン系含浸材 (アクアシール1400相当品)

要求性能項目	品質項目	照査方法	品質規格値
中性化抑止性	中性化抑止率	JSCE-K572-2018 8.8 中性化に対する抵抗性試験	10%以上
耐凍害性	透水抑制率	JSCE-K572-2018 6.6 透水抑制率	20%以上
	吸水抑制率	JSCE-K572-2018 6.7 吸水率試験	10%以上

(4) 目地補修材

要求性能項目	品質項目	照査方法	品質規格値
耐候性	紫外線による劣化	JSCE-K511	膨れ、ひび割れ、剥がれがないこと
付着性	伸び率	JIS A 1439 の 5.20 の「引張接着性試験」 標準条件	伸び 100 %以上
		+23℃水中で 28 日浸せき後、 JIS A 1439 の 5.20 の「引張接着性試験」 水中条件	伸び 60 %以上
		5℃で 28 日養生後、JIS A 1439 の 5.20 の「引張接着性試験」 低温条件	伸び 100 %以上
止水性	水圧による漏水	目地充填工法の止水性試験方法（案）（試験水圧 0.1 MPa、水圧保持時間 3 分）	漏水が認められないこと
伸縮追従性	伸縮による剥離・破断	JIS A 1439 の 5.17 の「耐久性試験」における目地幅の拡大・縮小 変形率 $\pm 20\%$ ×繰返し回数 3,650 回 評価は JIS A 5758 の 8.「検査」による	剥離・破断のないこと
耐水性	吸水率	+23℃水中で 28 日浸せき後、JIS K 6251 ダンベル 2 号試験体の重量変化率を	吸水率 10%以下

		JIS A 1439 の 5.20「養生後」と比較	
形状安定性	50%モジュラス	JIS A 1439 の 5.20 の「引張接着性試験」	50 %モジュラス 0.2 N/mm2 以上

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
無機系表面被覆材	試験成績書、カタログ
ケイ酸塩系含浸材	試験成績書、カタログ
シラン系含浸材	試験成績書、カタログ
目地補修材	試験成績書、カタログ

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、施工完了後に監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備 考
無機系表面被覆材	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う
ケイ酸塩系含浸材	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う
シラン系含浸材	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う
目地補修材	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 検測又は確認(施工段階確認)

- 1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおり検測又は確認を受けるものとする。
- 2) 施工段階確認を受けようとするとき、事前に監督職員に施工段階確認願いを提出するものとする。また、確認後は確認記録を提出するものとする。
- 3) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期	備考
下地処理工	外観、付着強度	初期施工段階で1箇所 (左右側壁、底版の3点)	
表面被覆工 (無機系)	外観、付着強度、被覆厚さ	初期施工段階で1箇所 (左右側壁、底版の3点)	
目地充填工法	切削幅及び深さ、外観	初期施工段階で1箇所 (左右側壁、底版の3点)	
目地補修工(バックアップ材)	外観	初期施工段階で1箇所 (左右側壁、底版の3点)	

2. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

4. 水路補修工

(1) 準備工

1) 水路内の底版上に堆積している汚泥やゴミ等をスコップ等により除去し、適切に処分するものとする。なお、処分費用については、実績による変更を行うため、数量等を監督職員に提出するものとする。

2) 湧水や降雨が水路背面等から流入する場合は、止水又は導水処理および水替え等について監督職員と協議するものとする。

また、側壁面の施工に支障となる樹木や草、泥土等が背面盛土側に存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

3) 降雨及び降雪対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のためにシート等による養生が必要と思われる場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 下地処理試験施工

下地処理工の着手に当たっては、事前に、洗浄水圧及び洗浄後の既設水路躯体の付着強度と摩耗(凸凹)量を把握するための試験施工を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。

1) 試験施工計画書の提出

試験施工は以下に示す内容を実施するものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細などを記載した試験施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

2) 試験施工の内容

下地処理の付着強度試験及び既設水路表面の凹凸調査を以下により実施するものとする。

項目	下地処理	下地処理後	
		不陸(凹凸)調査	付着強度試験
試験位置	補修箇所1地点	同左	同左
施工場所 (1地点当たり)	左右側壁1箇所、底版1箇所	同左	同左
施工範囲 (1箇所当たり)	1.0m×1.0m	0.3m×0.3m	3個
調査方法	1箇所毎に噴射圧力を2ケース調査	測線間隔6cm格子毎に凹凸量を測定	単軸引張試験 噴射圧力1ケース毎に、左右側壁、底版の全3箇所について、それぞれ3個の単軸引張試験

試験の規格値	—	—	側壁：個々の値が 1.0 N/mm ² 以上
--------	---	---	--------------------------------------

(3) 下地処理工

1) 高圧・超高圧洗浄機等を用いコンクリート表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物および、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。

また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。なお、処分費用については、実績による変更を行うため、数量等を監督職員に提出するものとする。

2) 標準洗浄圧は 14.7MPa を想定しているが、高圧・超高圧洗浄機等の使用に先立ち、試験施工を行い、第 10 章 2. (3) 品質管理に示す付着強度を満足する水压を確認し監督職員に報告しなければならない。

(4) 表面被覆工(無機系)

1) 表面被覆材の配合等使用する被覆材の配合については事前に監督職員の承諾を得るものとする。

プライマーを用いる場合は、ローラー、刷毛、吹付け機械等を用い、既設水路コンクリート表面の乾燥状態などあらかじめ承諾を得た施工方法により塗布するものとする。

なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。

2) 不陸調整

不陸(凹凸)の調整は、表面被覆工に使用する材料で本施工と一体的に行うものとする。

3) 被覆工

ローラー、金コテ又は吹付け機械等により、空気が混入しないよう注意し、塗布するものとする。

上記の作業において、打ち継ぎ用プライマーを使用する場合は、事前に承諾を得た打継有効時間内に終了させなければならない。

なお、被覆材が目地内部に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部の養生を行わなければならない。

4) 表面仕上げ

養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、ムラのないよう金コテ等により平坦に仕上げるものとする。

5) 養生

表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないように留意するものとし、ビニールシート等による養生が必要な場合は監督職員と協議する。

なお、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員と協議するものとする。

6) 表面被覆材の材料使用量確認について

表面被覆材の設計量については、施工厚8mm（平均）を計上している。本章4.（2）試験施工に基づき、不陸（凸凹）調査を実施し、監督職員に報告するものとする。なお、調査結果により表面被覆材の数量を変更する場合がある。

7) 側壁ウィーブホール

表面被覆区間の側壁ウィーブホールは既設利用とするが、事前に目視確認を行い、損傷または機能低下が確認された場合は、監督職員と協議のうえ更新する。

(5) 含浸材塗布工

1) 施工手順書

含浸材塗布に当たっては、事前に施工手順書を作成し監督職員の承諾を得るものとする。

2) 施工

無機系表面被覆材施工後、翌々日以降で含水率が6%以下であることを確認の上、コンクリート表層部の水分量を表面含浸材に適した状態にし、コンクリート表層部に十分浸透するよう材料をむらなく塗り込むことを標準とするが、一部区間は施工日程を1日遅らせて塗り込むものとする。なお、施工後は反応を促進させるよう適切に養生するものとする。

(6) 目地補修工（充填工法）

原則として、目地は既設目地と同位置に設けることとする。

既設目地及びバックアップ材を人力によりノミ等を用いてはつり取り、側壁に付着している異物を除去の上、表面をディスクグラインダー等を用いてケレンするものとする。なお、処分費用については、実績による変更を行うため、数量等を監督職員に提出するものとする。

また、切削面は必要に応じてバーナー等により十分に乾燥させたのち、事前に監督職員に承諾を得たプライマーをローラー、刷毛等により塗布し、充填材を充填して表面を平滑に仕上げるものとする。

水路側壁外からの湧水が有る場合は、あらかじめ監督職員と協議のうえ止水処理又は導水処理を行うものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

この工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

なお、管理基準に記載されていない事項及び細部については、監督職員の指示によるものとする。

(1) 施工管理の追加事項

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は次によらなければならない。

1) コンクリート補修工（表面被覆）の施工管理（出来形管理、撮影管理、品質管理）については、監督職員と事前に協議の上、実施するものとする。

(2) 出来形管理

1) 直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

補修工

工 種	項 目	管理基準値	規格値 (参考)	測定基準
下地処理	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること		施工延長 50～100m 毎に 1 箇所の割合で処理面を目視確認する
表面被覆工（無機系）	被覆厚さ	側壁 +3mm -0mm 底版 +7mm -0mm	側壁 -0mm 底版 -0mm	施工延長概ね 50m 毎に 1 箇所の割合で測定する 1 箇所につき、左右側壁及び底版の 3 点を測定する
	外観	被覆面にむらがなく、流れ、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良等がないこと		施工延長 50～100m 毎に 1 箇所の割合で処理面を目視確認する
	面積	—	施工面積 ≧設計面積	全施工面積について、展開図又はその他の方法により測定（求積）し、確認する
	延長	-0mm	-0mm	各補修箇所とする

目地補修工(充填工法)	切削幅	-0mm	-0mm	各補修箇所とする 測定位置は左右側壁、底版の3箇所
	切削深さ	-0mm	-0mm	各補修箇所とする 測定位置は左右側壁、底版の3箇所
	充填量	設計量以上		充填総量を確認する
	バックアップ材外観	バックアップ材が目地に対して正しく設置されていること		各補修箇所とする
	外観	目地材が目地に対して正しく充填されていること。施工面にむらがなく、はがれ、浮き、ひび割れ、硬化不良がないこと		各補修箇所

2)撮影記録による出来形管理は下表のとおりとする。

補修工

工 種	撮影基準	撮影箇所
下地処理	施工延長概ね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する	施工前後の表面状況を撮影する
		施工状況、使用機械、施工時の洗浄圧力等を撮影する
		不陸の状況、凹凸を撮影する
		付着強度試験の測定値を撮影する（適宜測点で管理し、左右側壁及び底版を撮影）
表面被覆工（無機系）	施工延長概ね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する	施工状況、使用機械を補修する
		練り混ぜ、配合状況を撮影する
		付着強度試験、表面含水率測定の測定値を撮影する（適宜測点で管理し、左右側壁及び底版を撮影）
		被覆厚さ、面積測定状況を撮影する（適宜測点で管理し、左右側壁及び底版を撮影）
	全 1 回	材料（プライマー、塗布材、被覆材等）の総使用量が分かるもの

		(空缶、梱包材等)を撮影する
含浸材塗布工(ケイ酸塩系)	施工延長概ね 50～100mにつき 1箇所割合で撮影する	施工状況、使用機械を補修する
		練り混ぜ、配合状況を撮影する
		表面含水率測定の測定値を撮影する(適宜測点で管理し、左右側壁及び底版を撮影)
		面積測定状況を撮影する(適宜測点で管理し、左右側壁及び底版を撮影)
	全 1 回	材料の総使用量が分かるもの(空缶、梱包材等)を撮影する
含浸材塗布工(シラン系)	施工延長概ね 50～100mにつき 1箇所割合で撮影する	施工状況、使用機械を補修する
		練り混ぜ、配合状況を撮影する
		表面含水率測定の測定値を撮影する(適宜測点で管理し、左右側壁及び底版を撮影)
		面積測定状況を撮影する(適宜測点で管理し、左右側壁及び底版を撮影)
	全 1 回	材料の総使用量が分かるもの(空缶、梱包材等)を撮影する
目地補修工(充填工法)切削工	施工延長概ね 50～100mにつき 1箇所割合で撮影する	練り混ぜ、配合状況を撮影する
		表面含水率測定の測定値を撮影する(適宜測点で管理し、左右側壁及び底版を撮影)
目地補修工(充填工法)目地設置	施工延長概ね 50～100mにつき 1箇所割合で撮影する 全 1 回	面積測定状況を撮影する(適宜測点で管理し、左右側壁及び底版を撮影)
		材料の総使用量が分かるもの(空缶、梱包材等)を撮影する
	全 1 回	材料(プライマー、塗布材、被覆材等)の総使用量が分かるもの(空缶、梱包材等)を撮影する

(3)品質管理

品質管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工種	試験 (測定) 項目	試験 方法	規格値	試験（測定）基準
下地処理	付着強度試験	単軸引張試験	側壁：個々の試験値が 1.0N/mm ² 以上 底版：3個の試験値の平均値が1.0N/mm ² 以上、かつ個々の試験値が 0.85N/mm ² 以上	下地処理後 500m ² 毎に3箇所（左右側壁及び底版）、1箇所当たりの試験数は3個 （※3か所は試験施工と兼ねる）
表面被覆工（無機系）	圧縮強度試験	JSCE-K561 試験体：円柱供試体（φ50mm×100mm）等を1回につき3本採取。 作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生。	圧縮強度 21.0N/mm ² 以上	①供試体の作製：表面被覆工施工中の材料練り混ぜ中のも のから採取 ②試験頻度：500m ² 毎に1回
	付着強度試験	単軸引張試験	側壁：個々の試験値が 1.0N/mm ² 以上 底版：3個の試験値の平均値が1.0N/mm ² 以上、かつ個々の試験値が 0.85N/mm ² 以上	表面被覆後 500m ² 毎に3箇所（左右側壁2箇所及び底版）、1箇所当たりの試験数は3個

(4)管理方式

出来形管理及び品質管理の管理方式は、監督職員が別に示す様式により行うものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

(1)使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2)機器等の導入

- 1)黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2)受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。詳細は「土木工事施工管理基準の手引き」（平成 19 年 3 月 30 日付け農村振興局整備部長通知、最終改正令和 4 年 3 月 31 日付け 3 農振第 3060 号）による。

(3)黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1)受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2)本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記 1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3)黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3) に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL

(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第 30 条によるものとする。

第 12 章 条件変更の補足説明

1. 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、軽微なものについては、協議の上、契約変更しない場合もある。

(1) 支障となる転石、構造物等の撤去が必要になった場合

(2) 現地確認の結果、補修工法を追加又は変更する場合

(3) 監督職員が設計変更に必要な調査、測量、設計、図面作成及び歩掛調査等を指示した場合

(4) 工事円滑化会議において、現場条件、施工計画、工事工程等の見直しが必要とされた場合

(5) 第三者との協議結果により変更が生じた場合

(6) 遠隔確認を行う場合

(7) その他

第 13 章 その他

1. 総価契約単価合意方式 (包括的単価個別合意方式) について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式 (包括的単価個別合意方式) の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意して単価合意書は、公表するものとする。

2. 契約後 V E 提案

(1) 定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書工事関係書類様式（様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

②VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書工事関係書類様式（様式－6）の様式 5 により通知するものとする。

ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（6）責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 章 1 - 1 - 39 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部

4. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日には、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変

更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

- (4) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃ 以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃ 以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*$$

※補正係数：1.2

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（１）内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （ア）洋式（洋風）便器
- （イ）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （ウ）臭い逆流防止機能
- （エ）容易に開かない施錠機能
- （オ）照明設備
- （カ）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （キ）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （ク）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （ケ）サニタリーボックス
- （コ）鏡と手洗器
- （サ）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （シ）便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （ス）擬音装置（機能を含む）
- （セ）着替え台
- （ソ）臭気対策機能の多重化
- （タ）室内温度の調整が可能な設備
- （チ）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～

（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

８．現場環境改善費

（１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（２）以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

（３）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備
	イ 緑化・花壇
	ウ ライトアップ施設
	エ 見学路及び椅子の設置
	オ 昇降設備の充実
	カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む）
	イ 労働宿舍の快適化
	ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室）
	エ 現場休憩所の快適化
	オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）
	イ 盗難防止対策（警報機等）
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）

	イ 完成予想図
	ウ 工法説明図
	エ 工事工程表
	オ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む）
	カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む）
	キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び 管理運営
	ク パンフレット・工法説明ビデオ
	ケ 社会貢献

9. 週休2日による施工

（１）本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

（２）週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

（注）余裕期間については、余裕期間設定工事の場合に記載する。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（３）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - ② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	週単位の週休 2 日 〔現場閉所 1 週間に 2 日以上〕	月単位の週休 2 日 〔現場閉所率 28.5%（8 日/28 日以上）〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

②補正方法

当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号

大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		月単位
鉄筋工		1.02
横断・転落防止柵設置	設置	1.02
法面工(植生ネット工)		1.01

10. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績証明書」)の発行を行う工事である。

11. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終清算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「（４）証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

12. １日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における１日未満で完了する作業の積算（以下「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみ適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、１日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工積算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。

13. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - 運搬費：建設機械の運搬費
 - 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

- (3) 受注者は、(2) により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

15. 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加点点評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。

[事務所長]

- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第 14 章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

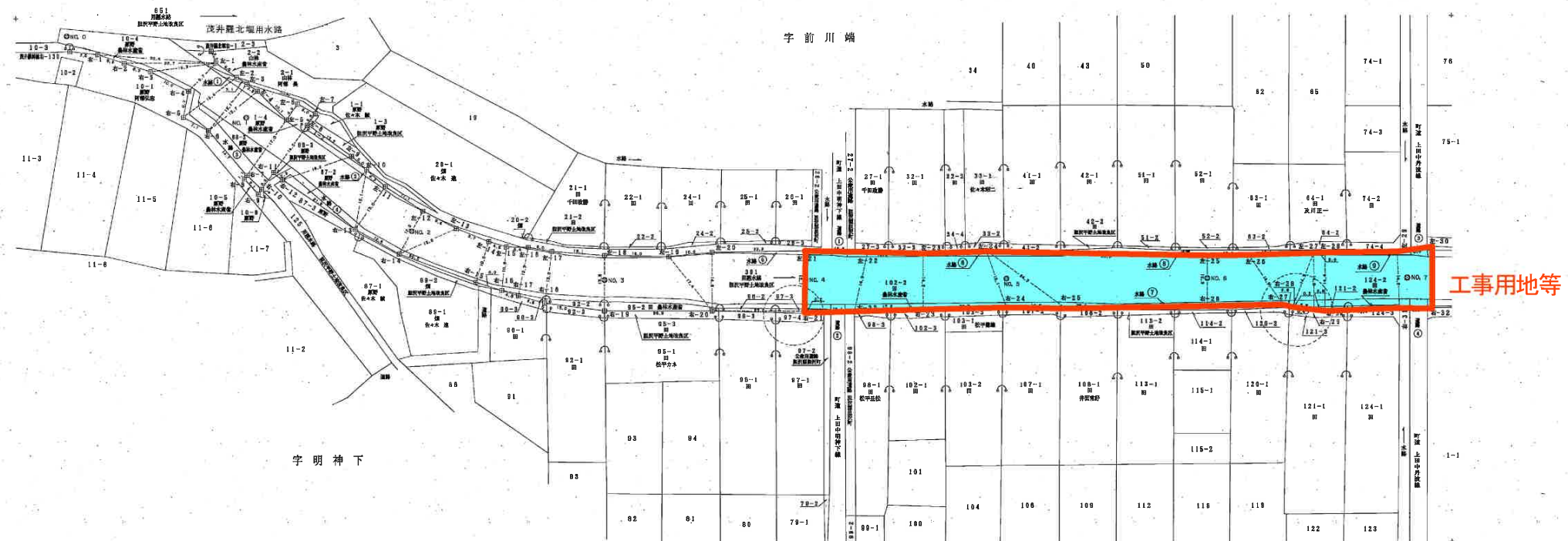
別紙ー 1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費（仮設工を除く）				
1. 補修工				
（1）高圧洗浄工				
高圧洗浄工	14.7Mpa	m ²	837.4	
（2）表面処理工				
表面被覆工（吹付）	無機系被覆材	m ²	837.4	
含浸材塗布	ケイ酸塩系	m ²	383.5	
含浸材塗布	シラン系	m ²	308.3	
足場	単管	式	1	
（3）目地補修工				
充填工		m	266.8	
2. 仮設工				
（1）排水処理工				
排水ポンプ（仮設）	0以上～7未満	箇所	2	
3. その他				
（1）技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
技術管理費				
付着強度試験		箇所	15	
圧縮強度試験		回	2	

別図一1 工事用地等 (1/2)

胆沢郡胆沢町若柳



座標一覧表

座標名	X	座標名	Y
点-1	96619.257	点-10	96619.257
点-2	96621.487	点-11	96619.257
点-3	96622.595	点-12	96619.257
点-4	96623.743	点-13	96619.257
点-5	96624.891	点-14	96619.257
点-6	96626.039	点-15	96619.257
点-7	96627.187	点-16	96619.257
点-8	96628.335	点-17	96619.257
点-9	96629.483	点-18	96619.257
点-10	96630.631	点-19	96619.257
点-11	96631.779	点-20	96619.257
点-12	96632.927	点-21	96619.257
点-13	96634.075	点-22	96619.257
点-14	96635.223	点-23	96619.257
点-15	96636.371	点-24	96619.257
点-16	96637.519	点-25	96619.257
点-17	96638.667	点-26	96619.257
点-18	96639.815	点-27	96619.257
点-19	96640.963	点-28	96619.257
点-20	96642.111	点-29	96619.257
点-21	96643.259	点-30	96619.257
点-22	96644.407	点-31	96619.257
点-23	96645.555	点-32	96619.257
点-24	96646.703	点-33	96619.257
点-25	96647.851	点-34	96619.257
点-26	96648.999	点-35	96619.257
点-27	96650.147	点-36	96619.257
点-28	96651.295	点-37	96619.257
点-29	96652.443	点-38	96619.257
点-30	96653.591	点-39	96619.257
点-31	96654.739	点-40	96619.257
点-32	96655.887	点-41	96619.257
点-33	96657.035	点-42	96619.257
点-34	96658.183	点-43	96619.257
点-35	96659.331	点-44	96619.257
点-36	96660.479	点-45	96619.257
点-37	96661.627	点-46	96619.257
点-38	96662.775	点-47	96619.257
点-39	96663.923	点-48	96619.257
点-40	96665.071	点-49	96619.257
点-41	96666.219	点-50	96619.257
点-42	96667.367	点-51	96619.257
点-43	96668.515	点-52	96619.257
点-44	96669.663	点-53	96619.257
点-45	96670.811	点-54	96619.257
点-46	96671.959	点-55	96619.257
点-47	96673.107	点-56	96619.257
点-48	96674.255	点-57	96619.257
点-49	96675.403	点-58	96619.257
点-50	96676.551	点-59	96619.257
点-51	96677.699	点-60	96619.257
点-52	96678.847	点-61	96619.257
点-53	96679.995	点-62	96619.257
点-54	96681.143	点-63	96619.257
点-55	96682.291	点-64	96619.257
点-56	96683.439	点-65	96619.257
点-57	96684.587	点-66	96619.257
点-58	96685.735	点-67	96619.257
点-59	96686.883	点-68	96619.257
点-60	96688.031	点-69	96619.257
点-61	96689.179	点-70	96619.257
点-62	96690.327	点-71	96619.257
点-63	96691.475	点-72	96619.257
点-64	96692.623	点-73	96619.257
点-65	96693.771	点-74	96619.257
点-66	96694.919	点-75	96619.257
点-67	96696.067	点-76	96619.257
点-68	96697.215	点-77	96619.257
点-69	96698.363	点-78	96619.257
点-70	96699.511	点-79	96619.257
点-71	96700.659	点-80	96619.257
点-72	96701.807	点-81	96619.257
点-73	96702.955	点-82	96619.257
点-74	96704.103	点-83	96619.257
点-75	96705.251	点-84	96619.257
点-76	96706.399	点-85	96619.257
点-77	96707.547	点-86	96619.257
点-78	96708.695	点-87	96619.257
点-79	96709.843	点-88	96619.257
点-80	96710.991	点-89	96619.257
点-81	96712.139	点-90	96619.257
点-82	96713.287	点-91	96619.257
点-83	96714.435	点-92	96619.257
点-84	96715.583	点-93	96619.257
点-85	96716.731	点-94	96619.257
点-86	96717.879	点-95	96619.257
点-87	96719.027	点-96	96619.257
点-88	96720.175	点-97	96619.257
点-89	96721.323	点-98	96619.257
点-90	96722.471	点-99	96619.257
点-91	96723.619	点-100	96619.257
点-92	96724.767		
点-93	96725.915		
点-94	96727.063		
点-95	96728.211		
点-96	96729.359		
点-97	96730.507		
点-98	96731.655		
点-99	96732.803		
点-100	96733.951		

座標一覧表

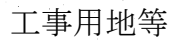
座標名	X	座標名	Y
点-1	96623.691	点-10	96623.691
点-2	96624.839	点-11	96623.691
点-3	96625.987	点-12	96623.691
点-4	96627.135	点-13	96623.691
点-5	96628.283	点-14	96623.691
点-6	96629.431	点-15	96623.691
点-7	96630.579	点-16	96623.691
点-8	96631.727	点-17	96623.691
点-9	96632.875	点-18	96623.691
点-10	96634.023	点-19	96623.691
点-11	96635.171	点-20	96623.691
点-12	96636.319	点-21	96623.691
点-13	96637.467	点-22	96623.691
点-14	96638.615	点-23	96623.691
点-15	96639.763	点-24	96623.691
点-16	96640.911	点-25	96623.691
点-17	96642.059	点-26	96623.691
点-18	96643.207	点-27	96623.691
点-19	96644.355	点-28	96623.691
点-20	96645.503	点-29	96623.691
点-21	96646.651	点-30	96623.691
点-22	96647.799	点-31	96623.691
点-23	96648.947	点-32	96623.691
点-24	96649.095	点-33	96623.691
点-25	96650.243	点-34	96623.691
点-26	96651.391	点-35	96623.691
点-27	96652.539	点-36	96623.691
点-28	96653.687	点-37	96623.691
点-29	96654.835	点-38	96623.691
点-30	96655.983	点-39	96623.691
点-31	96657.131	点-40	96623.691
点-32	96658.279	点-41	96623.691
点-33	96659.427	点-42	96623.691
点-34	96660.575	点-43	96623.691
点-35	96661.723	点-44	96623.691
点-36	96662.871	点-45	96623.691
点-37	96664.019	点-46	96623.691
点-38	96665.167	点-47	96623.691
点-39	96666.315	点-48	96623.691
点-40	96667.463	点-49	96623.691
点-41	96668.611	点-50	96623.691
点-42	96669.759	点-51	96623.691
点-43	96670.907	点-52	96623.691
点-44	96672.055	点-53	96623.691
点-45	96673.203	点-54	96623.691
点-46	96674.351	点-55	96623.691
点-47	96675.499	点-56	96623.691
点-48	96676.647	点-57	96623.691
点-49	96677.795	点-58	96623.691
点-50	96678.943	点-59	96623.691
点-51	96680.091	点-60	96623.691
点-52	96681.239	点-61	96623.691
点-53	96682.387	点-62	96623.691
点-54	96683.535	点-63	96623.691
点-55	96684.683	点-64	96623.691
点-56	96685.831	点-65	96623.691
点-57	96686.979	点-66	96623.691
点-58	96688.127	点-67	96623.691
点-59	96689.275	点-68	96623.691
点-60	96690.423	点-69	96623.691
点-61	96691.571	点-70	96623.691
点-62	96692.719	点-71	96623.691
点-63	96693.867	点-72	96623.691
点-64	96695.015	点-73	96623.691
点-65	96696.163	点-74	96623.691
点-66	96697.311	点-75	96623.691
点-67	96698.459	点-76	96623.691
点-68	96699.607	点-77	96623.691
点-69	96700.755	点-78	96623.691
点-70	96701.903	点-79	96623.691
点-71	96703.051	点-80	96623.691
点-72	96704.199	点-81	96623.691
点-73	96705.347	点-82	96623.691
点-74	96706.495	点-83	96623.691
点-75	96707.643	点-84	96623.691
点-76	96708.791	点-85	96623.691
点-77	96709.939	点-86	96623.691
点-78	96711.087	点-87	96623.691
点-79	96712.235	点-88	96623.691
点-80	96713.383	点-89	96623.691
点-81	96714.531	点-90	96623.691
点-82	96715.679	点-91	96623.691
点-83	96716.827	点-92	96623.691
点-84	96717.975	点-93	96623.691
点-85	96721.123	点-94	96623.691
点-86	96722.271	点-95	96623.691
点-87	96723.419	点-96	96623.691
点-88	96724.567	点-97	96623.691
点-89	96725.715	点-98	96623.691
点-90	96726.863	点-99	96623.691
点-91	96728.011	点-100	96623.691
点-92	96729.159		
点-93	96730.307		
点-94	96731.455		
点-95	96732.603		
点-96	96733.751		
点-97	96734.899		
点-98	96736.047		
点-99	96737.195		
点-100	96738.343		

控 抗

座 標 一 覽 表

補 點 名	X	座 標	Y	座 標
右-21	-96646.904		18197.441	
右-28	-96618.607		18315.431	
右-29	-96618.121		18320.671	

別図一 1 (2/2)



序	名	X	Y	座
2-10		-05599.359	15337.633	33
2-11		-05599.332	15339.339	33
2-32		-05599.358	15337.976	33
2-33		-05599.458	15357.976	34
2-34		-05592.877	15353.765	36
2-35		-05406.279	15346.279	32
2-36		-05584.029	15346.361	34
2-37		-05683.260	15339.422	36
2-38		-05440.620	15340.620	32
2-39		15376.710	05439.964	34
2-40		-05575.198	05441.999	36
2-41		-0460.117	05439.964	32
2-42		-06570.385	06563.914	34
2-43		-05484.377	05484.377	32
2-44		-05555.227	05485.305	36
2-45		-05462.239	05497.234	34
2-46		-05555.227	05497.234	36
2-47		-05536.895	05517.895	34
2-48		-05536.895	05517.895	36
2-49		-05536.895	05517.895	34
2-50		-05536.895	05517.895	36
2-51		-05536.895	05517.895	34
2-52		-05536.895	05517.895	36
2-53		-05536.895	05517.895	34
2-54		-05536.895	05517.895	36
2-55		-05536.895	05517.895	34
2-56		-05536.895	05517.895	36
2-57		-05536.895	05517.895	34
2-58		-05536.895	05517.895	36
2-59		-05536.895	05517.895	34
2-60		-05536.895	05517.895	36
2-61		-05536.895	05517.895	34
2-62		-05536.895	05517.895	36
2-63		-05536.895	05517.895	34
2-64		-05536.895	05517.895	36
2-65		-05536.895	05517.895	34
2-66		-05536.895	05517.895	36
2-67		-05536.895	05517.895	34
2-68		-05536.895	05517.895	36
2-69		-05536.895	05517.895	34
2-70		-05536.895	05517.895	36
2-71		-05536.895	05517.895	34
2-72		-05536.895	05517.895	36
2-73		-05536.895	05517.895	34
2-74		-05536.895	05517.895	36
2-75		-05536.895	05517.895	34
2-76		-05536.895	05517.895	36
2-77		-05536.895	05517.895	34
2-78		-05536.895	05517.895	36
2-79		-05536.895	05517.895	34
2-80		-05536.895	05517.895	36
2-81		-05536.895	05517.895	34
2-82		-05536.895	05517.895	36
2-83		-05536.895	05517.895	34
2-84		-05536.895	05517.895	36
2-85		-05536.895	05517.895	34
2-86		-05536.895	05517.895	36
2-87		-05536.895	05517.895	34
2-88		-05536.895	05517.895	36
2-89		-05536.895	05517.895	34
2-90		-05536.895	05517.895	36
2-91		-05536.895	05517.895	34
2-92		-05536.895	05517.895	36
2-93		-05536.895	05517.895	34
2-94		-05536.895	05517.895	36
2-95		-05536.895	05517.895	34
2-96		-05536.895	05517.895	36
2-97		-05536.895	05517.895	34
2-98		-05536.895	05517.895	36
2-99		-05536.895	05517.895	34
2-100		-05536.895	05517.895	36

[illegible]

標 識	X	標 識	Y
左-33	-96588, 901	標33, 66	
左-34	-96584, 387	標34, 40	
左-41	-96568, 675	標40, 71	
左-43	-96562, 574	標41, 16	
左-44	-96558, 442	標42, 30	
左-45	-96557, 772	標43, 77	
左-46	-96556, 284	標43, 27	
左-47	-96553, 811	標45, 10	
左-48	-96589, 354	標43, 00	
右-41	-96589, 599	標45, 68	
右-86	-96540, 859	標56, 99	

凡 例	
コンクリート標識	田
標 識 番 号	左-1 右-2
プラスチック杭(既存)	○

街道の名称	用地管理図
標目区分名	茂井羅中環用水路
図面内容	用地管理図 2/2
縮 尺	S=1:500
調査番号	3-7-3

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任)支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十

分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 胆沢平野地区茂井羅中堰水路表面被覆試験工事 図 面 目 録

[illegible]